

春日部市開発事業の手續及び基準に関する条例の一部を改正する条例

春日部市開発事業の手續及び基準に関する条例（平成24年条例第37号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後			改正前		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
建築物等	近隣住民	周辺住民	建築物等	近隣住民	周辺住民
（略）	敷地境界線	敷地境界線	（略）	敷地境界線	敷地境界線
遊技場（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号に規定するぱちんこ屋及び同項第5号に規定する営業の用に供する建築物をいう。）	からの水平距離が20メートルの範囲内の土地の所有者、建築物の所有者及び居住者並びに管理者等	からの水平距離が100メートルの範囲内の土地の所有者、建築物の所有者及び居住者並びに管理者等で近隣住民以外のもの	遊技場（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第7号に規定するぱちんこ屋及び同項第8号に規定する営業の用に供する建築物をいう。）	からの水平距離が20メートルの範囲内の土地の所有者、建築物の所有者及び居住者並びに管理者等	からの水平距離が100メートルの範囲内の土地の所有者、建築物の所有者及び居住者並びに管理者等で近隣住民以外のもの
（略）			（略）		

附 則

この条例は、平成28年6月23日から施行する。